

各種救急講習会について、よくあるお問合せ【講習内容編】



Q1. 普通救命講習会とは、こういった内容ですか？



A. 普通救命講習Ⅰとは成人に対する心肺蘇生法を学びます。

普通救命講習（小児・乳児）とは、小児・乳児に対する心肺蘇生法を学びます。

講習時間はいずれも3時間となります。



Q2. 上級救命講習会とは、こういった内容ですか？



A. 上級救命講習会とは、成人、小児・乳児に対する心肺蘇生法のほか、その他の応急手当について学びます。

講習時間は8時間で、実技・筆記試験があります。



Q3. 上級救命講習会は、普通救命講習会を修了していなければ受けることはできませんか？



A. いいえ、受けられます。

上級救命講習会は普通救命講習より上位に位置するものではなく、幅広く応急手当を学ぶためのコースとして位置づけているものです。

普通救命講習会は基礎から学べるため、応急手当を初めて学ぶ方は、まずは普通救命講習から受講されてみてはいかがでしょうか？



Q4. 子供に対する応急手当を学びたいです。



A. 市内各健康福祉センターにて「[乳児事故防止教室](#)」が開催されております。もっと詳しく知りたいという方には、消防局庁舎内で行われる「[普通救命講習（小児・乳児）](#)」コースもございます。詳しくは、各種救急講習会ページをご覧ください。

お子様連れで参加することも可能ですが、託児等はできませんのでお子様については保護者の方が責任をお持ちのうえご参加下さい。



Q5. 自分の事業所（団体等）で応急手当を指導するにはどうしたらいいですか？



A. ぜひ[応急手当普及員講習会](#)の受講をおすすめします。応急手当普及員講習会を修了しますと、自分が勤務している事業所のほか、住んでいる地域住民の方、スポーツの団体の方へ応急手当について指導することができます。

応急手当普及員の方には、消防局所有の訓練人形などを貸し出します。講習会開催の際は、開催時間や人数を気にすることなく実施することが出来ますので、ご相談下さい。

?



Q6. 普通救命講習修了証の裏面に「再講習の記録」とありますが、再講習を受けなければ失効してしまいますか？



A. お渡しする修了証は資格ではないので失効はありません。

ただ、時間がたつとどうしても応急手当の知識・技術を忘れてしまいます。いざという時に必要な応急手当ができなくなってしまうと、大切な人の命を守ることができません。

おおむね、3年程度を目安に再び講習を受講することをおすすめします。



Q7. 無事に修了証をもらえました。これは履歴書に記載できる資格ですか？



A. 各種救急講習会修了でもらえる修了証は、資格ではありません。履歴書に書くかどうかはご自身の判断でお願いします。